

令和6年度第1回郡山市廃棄物減量等推進審議会を7月19日に開催し、「一般廃棄物搬入料金について」「あわせ産廃の取り扱いについて」を審議いたしました。次回審議会において、本件に関する市への意見書(見直し時期を含む)について審議する予定です。

①一般廃棄物搬入料金について

クリーンセンターに廃棄物を搬入する際の料金については、料金が30年近く変わっていないこと、物価の高騰によりごみ処理料金が増大していることなどから、料金を改定する。

※根拠法令：郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第43条第2項

②あわせ産廃の取り扱いについて

郡山市では、一般廃棄物処理施設であるクリーンセンターで産業廃棄物(紙くず、木くず、繊維くず、植物に係る固形状の不用物)を受け入れているが、現在は民間の産業廃棄物処理施設が充実してきており、クリーンセンターでの受入れを停止する。

※根拠法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項

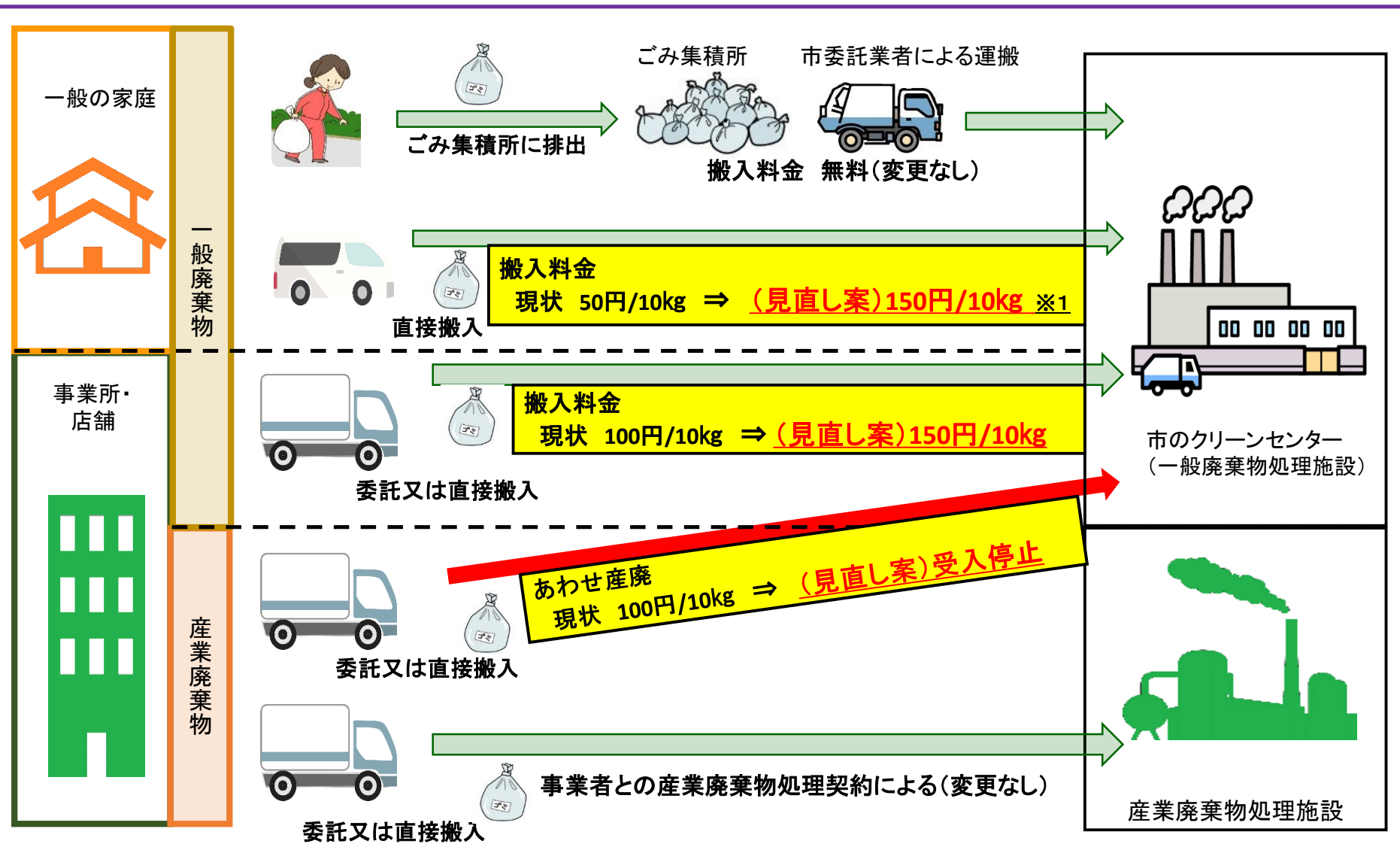
郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第42条第1項、第2項

③具体的な審議内容

一般廃棄物搬入料金	現行	見直し案	備考
生活系一般廃棄物	50円/10kg	150円/10kg	見直し後も、一定の条件(郡山市から発生したごみであること等)が確認できる場合、事前申請で無料
事業系一般廃棄物	100円/10kg	150円/10kg	
あわせ産廃の取り扱い	100円/10kg	受入れを停止	産業廃棄物は民間業者による処理が可能

※上表の料金は、消費税及び地方消費税額相当額を含んでいません。

【参考資料】廃棄物の流れと見直し案の箇所について



※1 一定の条件(郡山市から発生したごみであること等)が確認できる場合、事前申請で無料